

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

AUGUST 22ND 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 7月の主要経済指標 固定資産投資の減速が続く

【産 業】

- 7月の自動車販売台数 前年同月比▲4.0% 新エネ車販売台数は同+47.7%
- 7月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 2都市増 前年同月比上昇 4都市増

【金融・為替】

- 7月のクロスボーダー人民元決済額
- 7月の人民元新規貸出 前年同月比 6,278 億元増
- 外国人個人による A 株投資 新たな規制緩和

■ RMB REVIEW

- 下げ止まりの兆しが浮上

■ EXPERT VIEW

- 企業設立手続の簡素化について（上海市での設立を例に）

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆7月の主要経済指標 固定資産投資の減速が続く

国家統計局は14日、7月の主要経済指標を発表した。

1-7月の固定資産投資は前年同期比+5.5%（1-6月：同+6.0%）と、今年3月以降5ヶ月連続の減速となり、1995年の統計開始以来の低い伸びとなった。うち、インフラ投資の伸びは+5.7%と年初（1-2月：+16.1%）から大きく落ち込んだ。統計局はインフラ投資について、上半期は金融リスク解消の為の地方政府投資プロジェクトに対する管理強化により減速したものの、7月末に中央政府はインフラ投資の加速方針を打出したことにより、下半期には回復が見込まれるとの予測を示した。（図表1）

7月の工業生産（付加価値ベース）は前年同月比+6.0%（6月：同+6.0%）と、伸びは前月から横ばいだった。産業別では、ハイテク産業が同+11.3%（6月：同+9.9%）、戦略的新興産業が同+8.1%（6月：同+7.0%）と、何れも伸びは全体平均を上回った。（図表2）

7月の社会消費財小売総額は前年同月比+8.8%（6月：同+9.0%）と伸びは前月から縮小し、4ヶ月連続で10%を下回った。品目別では、日用品が同+11.3%（6月：同+15.8%）と伸びが高かった一方、自動車関連が同▲0.2%（6月：同▲0.7%）と前年同月を下回った。また、家電製品は同+0.6%（6月：同+14.3%）と伸びが前月より大きく縮小した。統計局は消費について、輸入関税引き下げ等の要因により足元では小幅な増減が続いているものの、中長期的に見ると、消費の高度化が進み、映画鑑賞や旅行等の「コト消費」が堅調に伸びており（7月の興業収入は前年同月比+37.9%、1-6月の旅行収入は前年同期比+12.5%）、消費は安定成長が見込めると強調した。（図表3）

＜7月の主要経済指標＞

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資（除く農村企業投資）*	(億元) 355,798	5.5
うち、国有部門	(億元) (未発表)	1.5
うち、民間部門	(億元) 184,539	8.8
産業別		
第一次産業	(億元) 12,139	13.7
第二次産業	(億元) 132,109	3.9
第三次産業	(億元) 211,550	6.0
工業生産（付加価値ベース）**	-	6.0
社会消費財小売総額	(億元) 30,734	8.8
消費者物価上昇率（CPI）	-	2.1
工業生産者出荷価格（PPI）	-	4.6
工業生産者購買価格	-	5.2
輸出	(億米ドル) 2,155.7	12.2
輸入	(億米ドル) 1,875.2	27.3
貿易収支	(億米ドル) 280.5	-
対内直接投資（実行ベース）	(億米ドル) 77.5	19.3

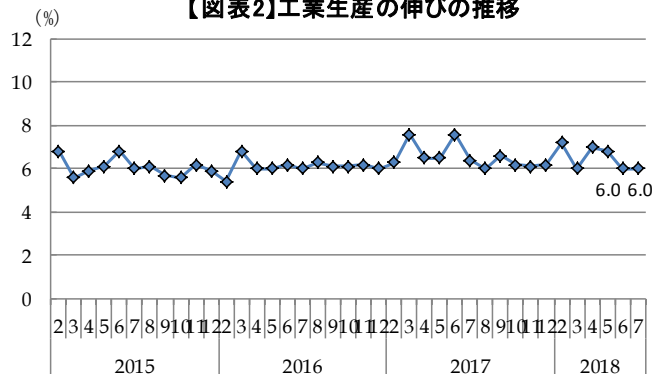
*：1～7月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業年間販売額2,000万元以上の

非国有企業を対象。

（出所）国家統計局等の公表データを基に作成。

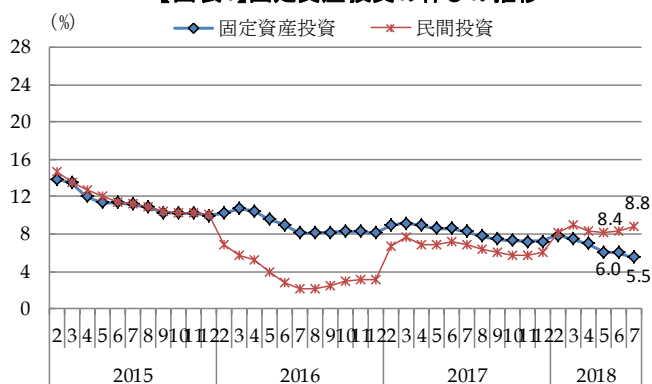
【図表2】工業生産の伸びの推移



（注）2月のみ1-2月の累計値

（出所）国家統計局の公表データを基に作成

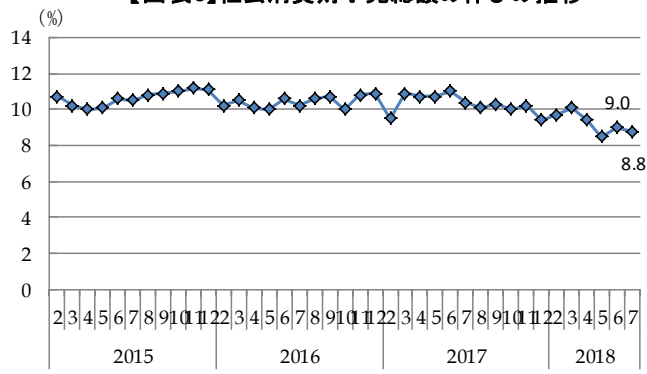
【図表1】固定資産投資の伸びの推移



（注）年初からの累計値

（出所）国家統計局の公表データを基に作成

【図表3】社会消費財小売総額の伸びの推移



（注）2月のみ1-2月の累計値

（出所）国家統計局の公表データを基に作成

【産業】

◆7月の自動車販売台数 前年同月比▲4.0% 新エネ車販売台数は同+47.7%

中国自動車工業協会の10日の発表によると、7月の自動車販売台数は前年同月比▲4.0%(6月:同+4.8%)の188.9万台で、春節で営業日数が少なかった今年2月以来の前年割れとなった(図表1)。一方、新エネルギー車販売台数は同+47.7%(6月:同+42.9%)の8.4万台と、引き続き堅調に拡大が続いている(図表2)。

1-7月の累計では、自動車販売台数は前年同期比+4.3%の1,595.5万台と、伸びは前月より1.3ポイント鈍化した。うち、新エネルギー車は同+97.1%の49.6万台だった(図表3)。

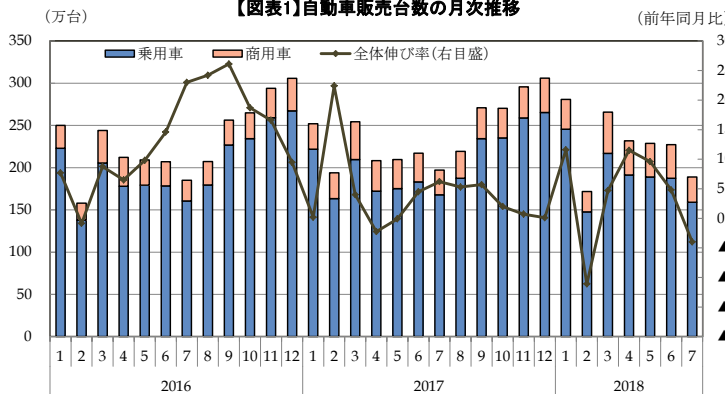
7月の車種別販売を見ると、乗用車が前年同月比▲5.3%の159.0万台だった一方、商用車は同+3.3%の30.0万台となった(図表3)。中国国内の乗用車メーカーで構成される乗用車市場情報合同委員会(乗聯会/CPCA)は、7月の乗用車販売の減速要因について、酷暑で客の出足が鈍ったほか、米国との通商摩擦が消費者心理に影響した点などを指摘している。

乗用車のタイプ別では、セダンが前年同月比▲1.3%の81.5万台、SUVが同▲8.2%の63.3万台、MPVが同▲21.9%の10.7万台と、いずれも前年同月を下回った(図表3)。

乗用車の国別販売シェアでは、独系、日系、米国系が前月からシェアを伸ばした。販売台数は中資系が63.8万台、独系が38.1万台、日系が32.8万台、米国系が16.8万台、韓国系が4.9万台、仏系が1.6万台だった(図表4)。

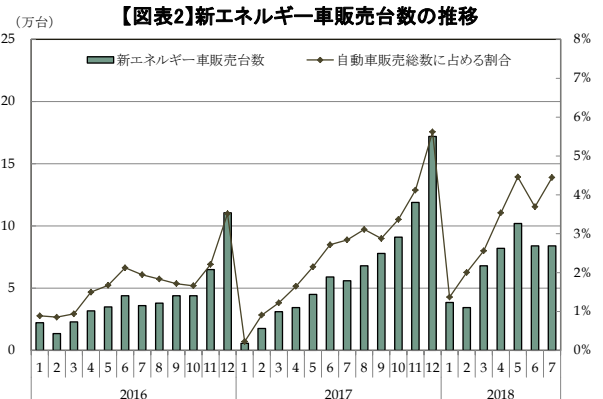
また、新エネルギー車のタイプ別では、電気自動車(EV)が前年同月比+33.6%の6.0万台、プラグインハイブリッド車(PHV)が同+101.1%の2.4万台となった(図表3)。

【図表1】自動車販売台数の月次推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表2】新エネルギー車販売台数の推移



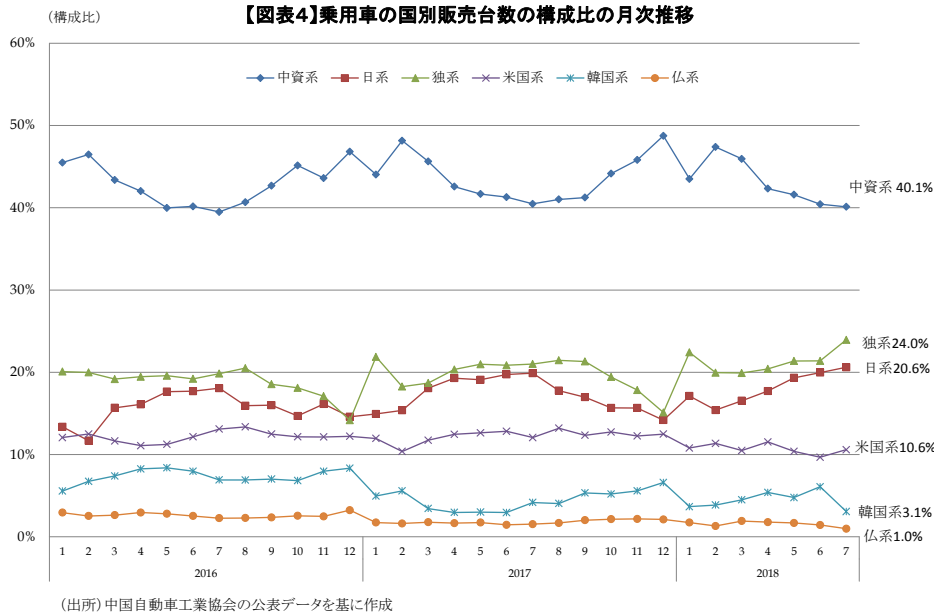
(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表3】7月の自動車販売台数と伸び率

	6月		1-6月		7月		1-7月	
	販売台数 (万台)	前年同月比 (%)	販売台数 (万台)	前年同期比 (%)	販売台数 (万台)	前年同月比 (%)	販売台数 (万台)	前年同期比 (%)
自動車販売台数	227.4	4.8	1,406.6	5.6	188.9	▲ 4.0	1,595.5	4.3
乗用車	187.4	2.3	1,177.5	4.6	159.0	▲ 5.3	1,336.5	3.4
セダン	96.3	9.1	569.4	5.5	81.5	▲ 1.3	650.9	4.6
SUV(スポーツ型多目的車)	73.8	▲ 0.5	496.5	9.7	63.3	▲ 8.2	559.7	7.3
MPV(多目的車)	12.9	▲ 21.0	88.2	▲ 12.7	10.7	▲ 21.9	98.9	▲ 13.8
クロスオーバーSUV	4.4	0.5	23.5	▲ 25.9	3.6	29.7	27.0	▲ 21.4
商用車	40.0	18.2	229.1	10.6	30.0	3.3	259.0	9.7
バス	4.3	▲ 13.6	22.7	2.8	3.4	▲ 6.6	26.0	1.3
トラック	35.7	23.6	206.5	11.5	26.6	4.8	233.1	10.7
新エネルギー車	8.4	42.9	41.2	111.5	8.4	47.7	49.6	97.1
電気自動車(EV)	6.2	29.5	31.3	96.0	6.0	33.6	37.3	82.4
プラグインハイブリッド車(PHV)	2.2	102.0	9.9	181.6	2.4	101.1	12.3	160.9

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表4】乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移



◆7月の70大中都市住宅価格 前月比上昇2都市増 前年同月比上昇4都市増

国家統計局は15日、7月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅について、前月比で価格が上昇した都市数は前月から2都市増加して65都市と、5ヶ月連続の増加となり、下落した都市は前月から1都市減少して3都市となった(図表1)。一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月から4都市増加して65都市、下落した都市は前月から5都市減少して4都市となった(図表2)。

前月比で上昇幅が大きかった都市は、三亜市(海南省)の+3.7%、済南市(山東省)の+3.0%、昆明市(雲南省)、煙台市(山東省)、宜昌市(湖北省)の+2.9%。下落した都市は、上海市、南京市(江蘇省)、泉州市(福建省)の同▲0.1%だった。また、平均上昇幅を見ると、一線都市^(注)と二線都市^(注)は前月より縮小、三線都市^(注)は前月から拡大した。

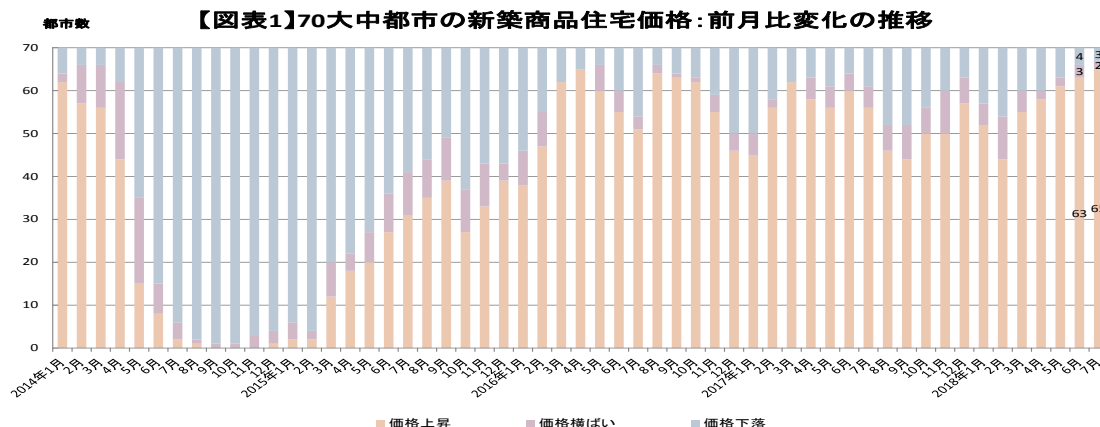
前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、海口市(海南省)の+19.0%、三亜市の+16.5%、丹東市(遼寧省)の+14.9%、昆明市の+14.7%。下落した都市は、南京市の▲1.9%、無錫市(江蘇省)の▲0.8%、深圳市(広東省)の▲0.7%、上海市の▲0.2%だった。平均上昇幅を見ると、一線都市は前月から横ばい、二線都市と三線都市は前月から拡大した。

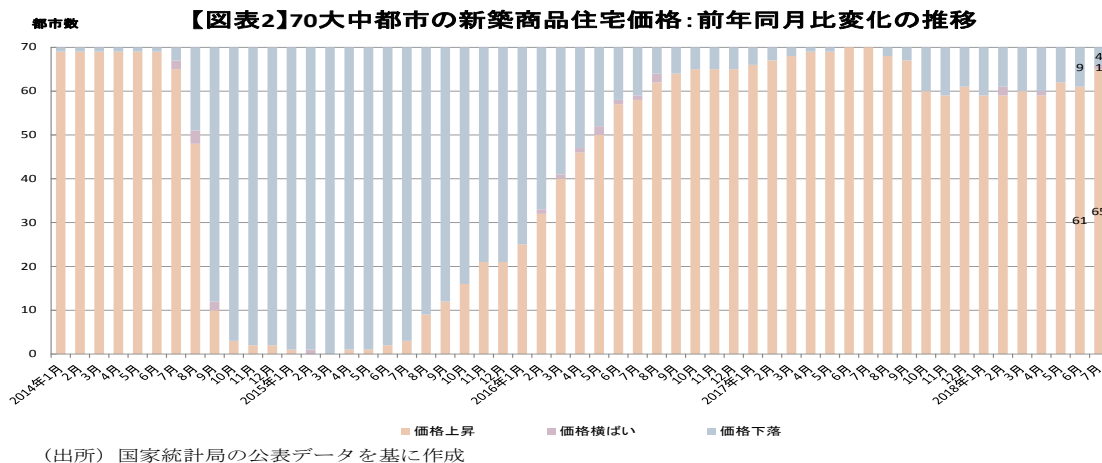
＜線級別 住宅価格の平均上昇幅＞

	前月比(%)		前年同月比(%)	
	6月	7月	6月	7月
一線都市	+0.6	+0.2	+0.2	+0.2
二線都市	+1.2	+1.1	+6.3	+7.3
三線都市	+0.7	+1.5	+6.0	+6.7

(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表1】70大中都市の新築商品住宅価格：前月比変化の推移



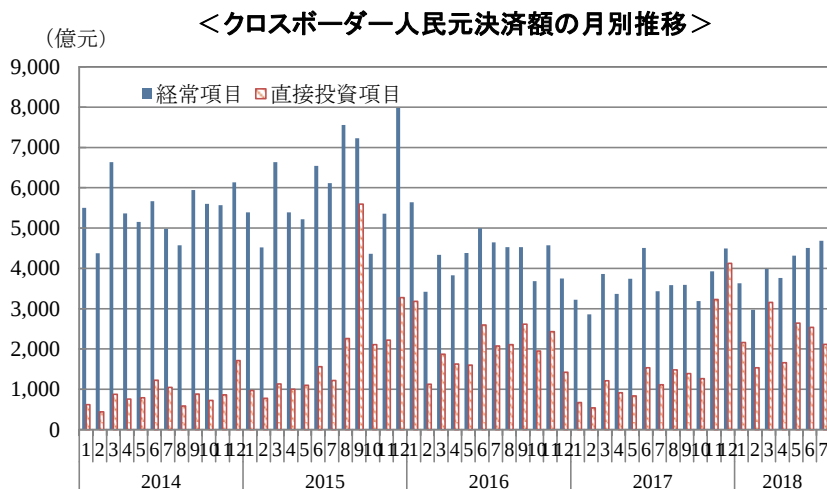


(注) 一線都市: 北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市: 省都、副省都都市を含む31都市
 三線都市: 70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【金融・為替】

◆7月のクロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の13日の発表によると、7月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が4,687.2億元、うち、貨物貿易が3,286.6億元、サービス貿易が1,400.6億元。資本項目が2,116.2億元、うち、対内直接投資が1,402.0億元、対外直接投資が714.2億元となった。



◆7月の人民元新規貸出 前年同月比6,278億元増

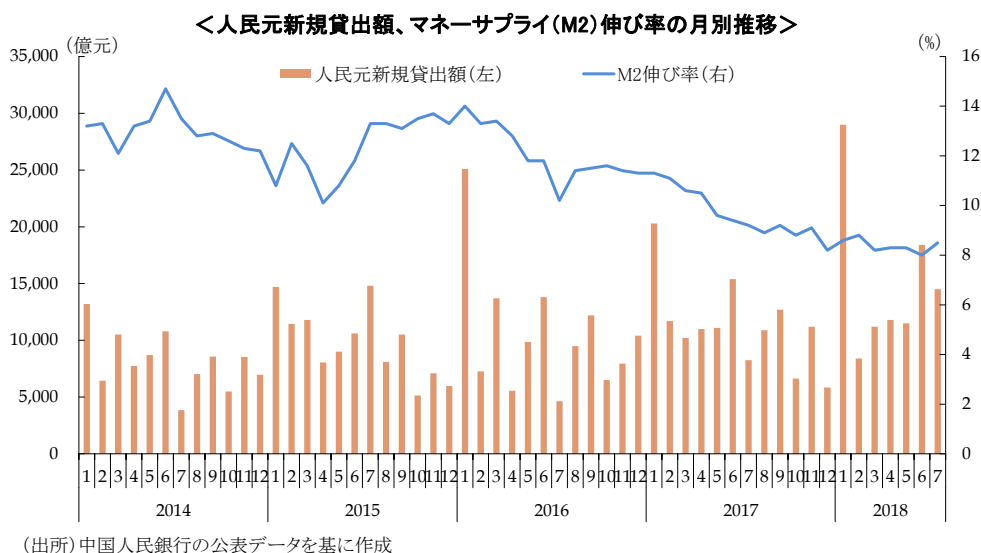
中国人民銀行の13日の発表によると、7月の人民元新規貸出額は前年同月比+6,278億元、前月比▲3,900億元の1兆4,500億元。実体経済に供給された流動性の量を示す社会融資総量^(注1)の増加額は前年同月比▲1,242億元、前月比▲1,400億元の1兆400億元。7月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+8.5%の177兆6,200億元と、伸び率は前月より0.5ポイント拡大した。

中国人民銀行の朱副総裁は21日の記者会見で、7月の貸出統計について、貸出は一定の増加ペースを保ち、足元の流動性は合理的で潤沢な水準にあるとの見方を示した。特に零細企業向けの貸出が伸びており、7月末の零細企業向け貸出残高の伸びは昨年末より0.6ポイント拡大して+15.8%、貸出平均金利^(注2)は昨年末より0.14%下落して6.41%となり、零細企業の「資金調達難」は一定程度緩和されたとしている。

今後の金融政策については、経済の安定成長と金融リスクの解消の両面に配慮しつつ、引き続きデレバレッジ（債務削減）を進めると同時に、中小零細企業への金融支援を強化していく方針を示した。

(注 1) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他

(注 2) 1 件あたり実行金額が 500 万元以下の零細企業向け貸出が対象



◆外国人個人による A 株投資 新たな規制緩和

中国证券监督管理委员会(証監会)は 15 日、「証券登記決済管理弁法」と「上場会社の株式報酬管理弁法」の改正を発表した。A 株^(注 1)市場への資金流入と資本市場の国際化を促すため、中国国内で A 株証券口座を開設できる外国人の対象範囲を拡大した。何れも 9 月 15 日より実施される。

中国国内で A 株証券口座を開設できる外国人個人は、従来、永住者や中国本土で生活・就労している香港・台湾・マカオ人等に限定されていたが、今後は中国国内に就労しているすべての外国人にも認められる。また、上場会社の株式報酬制度^(注 2)の対象となる外国人従業員について、従来、国内勤務者に限定されていたが、今後は海外勤務者にまで対象範囲が拡大される。

但し、A 株証券口座を開設できる外国人は、証監会との監督管理の協力体制を確立している国の国籍保有者に限るとしており、2018 年 6 月時点で、中国と協力体制を構築しているのは日本を含めた 62 ヶ国・地域となっている。(最新状況は証監会のウェブサイト^(注 3)で確認できる。)

なお、外国人による A 株証券口座の開設手続きについては、中国证券登記決済有限公司の別途通知^(注 4)で明確にしており、証券口座開設申請書、パスポート、就労証明書、就労先の営業許可書等が必要となる。

(注 1) 中国本土に上場している、中国国内投資家と一定条件を満たした外国機関投資家・個人向けの中国企業の人民元建て株式。

(注 2) 証監会「上場会社の株式報酬管理弁法」では、株式報酬方式について、譲渡制限付株式、ストックオプション、法律・行政法規で認められる其他方式が含まれると定めている。

(注 3) 「中国証監会と業務協力覚書を締結した域外証券(先物)監督管理機構一覧表」

<http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/gjb/jghz/>

(注 4) 「条件に合致する外国人の A 株証券口座開設の関連事項についての通知」(9 月 15 日実施)

<http://www.chinaclear.cn/zdjs/gszb/201808/b37de864ebda410cbe619696726fda1e.shtml>

RMB REVIEW

◆下げ止まりの兆しが浮上

・今週(8/13～)のレビュー

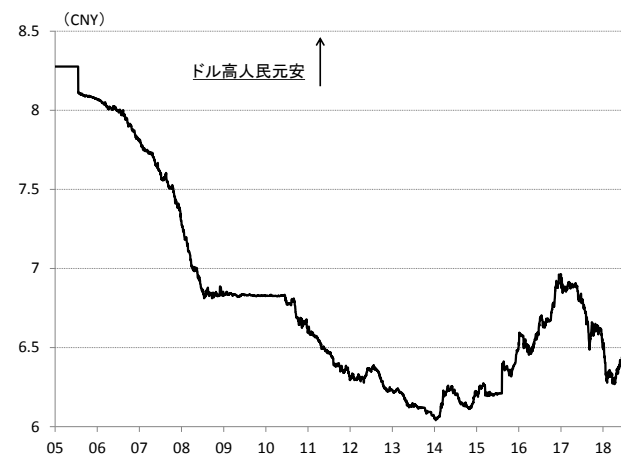
中国人民銀行は、先々週末 3 日夜に、金融機関の人民元売り予約取引に対して外貨リスク準備金積み立てを義務付ける人民元安抑制策を発表。これを受けて先週のオンショア人民元(以下、人民元)は対ドルで 6.8 台前半で一旦下げ止まっていた。もっとも、先週末 10 日にトルコ・リラが急落すると、人民元も対ドルで再び下落動意が見られ始め、週初 13 日は先週末終値(6.8440)からチャート上の窓を開ける形で 6.8762 で寄り付いた。14 日発表の中国月次主要統計には然程反応しなかったものの、翌 15 日にはグローバルなドル買い新興国通貨売りの流れから、人民元も対ドルで節目の 6.9 を越えて下落し、同日に 2017 年 1 月以来の安値水準にも該当する週間安値 6.9340 をつけた。もっとも、16 日に中国の商務省次官が通商交渉のため月内に米国を訪問予定との報道や、中国人民銀行によるオフショア人民元の一部流動性引き締め措置を受け、人民元は買い戻され、17 日に週間高値 6.8630 をつけた。本稿執筆時点では 6.89 近辺で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(6/1～8/17 の 12 時 30 分時点)



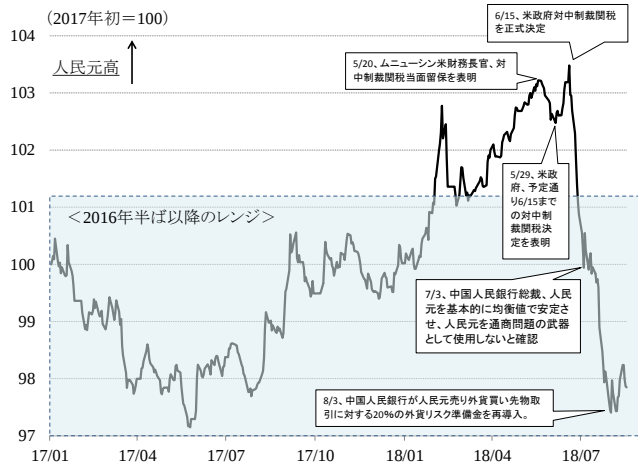
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 3 図：人民元名目実効レート(2017 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

第 4 図：ドル名目実効レート(2017 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・人民元名目実効レートは8月以降安値圏で踏みとどまっている

今週も含めて、8月に入りドルは、6月～7月の保ち合い色強い推移から再び上昇方向へ動意付いて来た(第4図)。一方の人民元も、名目実効レートでは8月に入り下げ止まって来た(第3図)。先週末からのトルコ・リラ急落に端を発するグローバルな新興国通貨売りを受けて、人民元の名目実効レートも低下に転じているが、3日発表の人民元安抑制措置が一定の効果を発揮すると共に、米中通商摩擦緩和期待などのサポート要因もあり、既往安値圏でのみ合いで踏み止まっている。

・中国当局が漸く人民元安抑制措置を発動

3日夜に中国人民銀行は、金融機関が人民元売り外貨買い予約取引を顧客と契約する際、その契約額の20%を外貨リスク準備金として中国人民銀行へ無利子で1年間預け入れることを義務付ける措置を発表した¹。この措置により、対象金融機関にとって顧客より元売り外貨買い予約を受けた際の取引コストが、今後この無利子準備金の機会費用分増加することから、このコストが顧客向けレートにも織り込まれ、顧客の人民元売りドル買いを抑制する効果を持つ。また、中国当局が人民元安抑制に動き始めたというアナウンスメント効果もあるだろう。

第5図: 8月3日に中国人民銀行により公表された外貨リスク準備措置の概要

①外貨リスク準備金の対象となる業務範囲

- (1) オンショア金融機関が取り扱う顧客向け人民元先物売り取引
- (2) オフショア金融機関が取り扱う、(1)と同様な取引に伴うオンショア銀行間外為市場で発生するカバー取引
- (3) 人民元売買代理行業務における(1)と同様な取引

②2018年8月6日より、外貨リスク準備金を20%とする(調整前は0%)

(資料) 中国人民銀行などより、MUFG バンク(中国)有限公司環球金融市場部作成

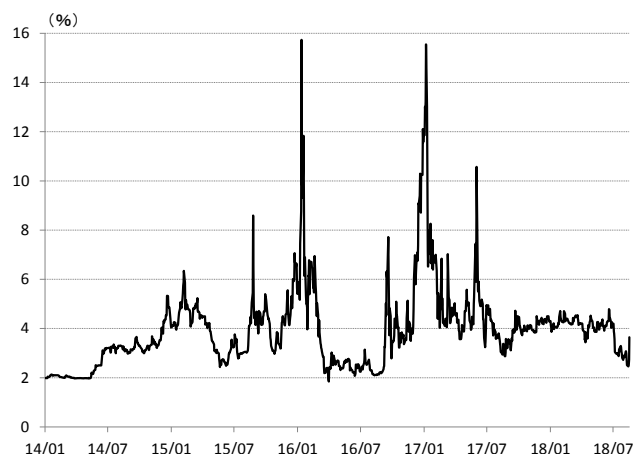
・中国当局はやはり1ドル=7.0の節目を一定の目処と考えている模様

度々指摘して来たように、足元の人民元は対ドルでは心理的な節目の7.0、名目実効レートでも当局が望ましいと考えていると推測される2016年後半以降形成して来たレンジの下限へそれぞれ接近していたところであった(第3、4図)。前者を割り込めば、市場の期待形成が不安定化し、資本流出など不測の事態に発展するリスクも完全には排除できなくなる。後者を大きく割り込んで行くことも、(名目実効レートの安定という)通貨政策・マクロ経済政策上望ましくないはずだ。加えて米国サイドからも急激に進んだ人民元安を牽制する発言がみられていた²。従って、このタイミングでかかる人民元安抑制策が採られたことは想定し得る事態であった。これまで人民元急落をみても、中国当局が目立った措置を採って来なかったことが、人民元売りの背中を押していた面も否めず、今回の措置が市場の期待形成に働きかけるアナウンスメント効果は小さくないかもしれない。また、こうした水準を、当局が一定の目処と考えていることが改めて確認されたことも相場分析上での意義は大きい。上下に変動した上で、こうした節目を一定の時間をかけて緩やかに割り込むような動きは容認され得るが、足元の流れで一気に割り込むような動きについては、当局は抑制を図ろうとするのではないか。実際、3日の外貨リスク準備金導入の通達では、引き続き今回の措置の実施後も、中国当局は為替市場の監視を強化し、状況に応じて反循環的措置を講ずるとしており、人民元の続落を強く牽制している。こうした中、ロイター社の報道によると、16日に中国人民銀行上海支店が、商業銀行に対して自由貿易試験区(FTZ)制度を通じたオフショアでの人民元預金・貸出業務について、一部銀行間取引口座の使用を禁止した模様だ。オフショア人民元(CNH)のHibor 1ヶ月物などは上昇している(第6図)。これによるオフショア人民元の流動性引き締めとその売り持ちコスト上昇が、オン・オフ双方の人民元の上昇に波及したと考えられる(第7図)。今後対ドルで節目の7.0を割り込みに行く場合にはさらなる追加措置の発動も十分にあり得よう。

¹ 本措置は、2015年8月の人民元の2%切り下げ後に人民元安抑制策として一度導入され、2017年9月に撤廃されていた。従って、今回は再導入となる。

² ムニニューシ米財務長官は、7月20日に、最近の人民元の急落について通貨操作によるものでないか注視していると述べた。

第6図：オフショア人民元(CNH)Hibor1ヶ月物



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第7図：オフショア人民元対ドル相場(CNH)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・米中通商交渉が再開

8日に中国は、米国からの輸入品160億ドル相当への25%の制裁関税賦課を23日から開始すると発表した。先に米国が当初500億ドルのうちの残りの160億ドル相当の中国からの輸入品について23日から25%の制裁関税を賦課するとしていたことに対する対抗措置となる。今後は次の段階となる2,000億ドル相当への25%の制裁関税賦課の実施の可否が焦点となって来る(第8図)。米国はパブリックコメントを募った後、9月以降実施との見通しを示している。実現すれば、中国経済への悪影響懸念から改めて人民元下落材料となり得よう。一方、今週16日に、中国商務省の次官が米国を訪問して米中通商協議を再開すると報じられた。ウォールストリート・ジャーナル紙の報道によれば22、23日が予定されている模様。9月以降の輸入品2,000億ドルへの制裁関税発動を控え、協議を進展させることができるか注目される。人民元相場は、この報道を受けて幾分反発したが、具体的な前進が確認できるまでは、通商問題は最終的に下落リスクとして燻ろう。

第8図：米国による対中制裁関税措置

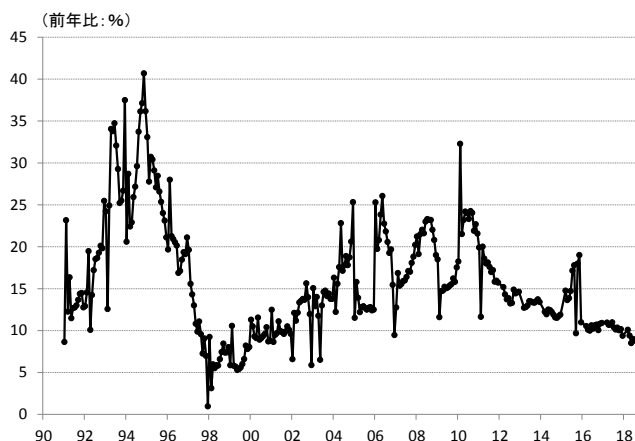
	第1弾 340億ドル	第2弾 160億ドル	第3弾 2,000億ドル	第4弾 3,000億ドル
3月22日	中国からの輸入品500億ドルに25%の制裁関税賦課を表明			
4月3日	対象品目案を公表			
6月15日	発動を決定			
6月18日			10%の制裁関税検討を指示	
7月5日				全輸入品への拡大示唆
7月6日	発動			
7月10日			対象品目案を公表	
8月1日			税率を25%に引き上げ	
8月7日		発動を決定		
8月23日		発動		
9月以降			発動へ	

(資料) 三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・7 月分月次主要経済指標は総じて低調

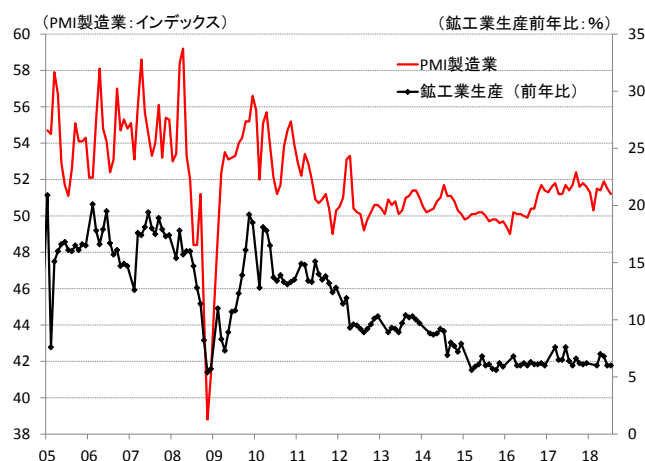
今週 14 日に公表された 7 月の中国の主要月次経済指標は総じて低調な推移が続いた。7 月分社会消費財小売総額は、前年比+8.8%と前月分(同+9.0%)、事前予想(同+9.1%)共に下回った(第 9 図)。7 月分鉱工業生産も前年比+6.0%と事前予想(同+6.3%)を下回って前月(同+6.0%)からは横ばいに止まった(第 10 図)。さらに固定資産投資も年初来前年比+5.5%と、前月(同+6.0%)、事前予想(同+6.0%)共に大きく下回った(第 11 図)。先週 8 日に発表されていた 7 月分輸出は前年比+12.2%と前月(同+11.2%)、事前予想(同+10.0%)共に上回るなど、通商摩擦の顕著な影響は依然確認されておらず(第 12 図)、債務削減策による投資の伸び鈍化などが影響している可能性がある。

第 9 図：社会消費財小売総額(前年比)



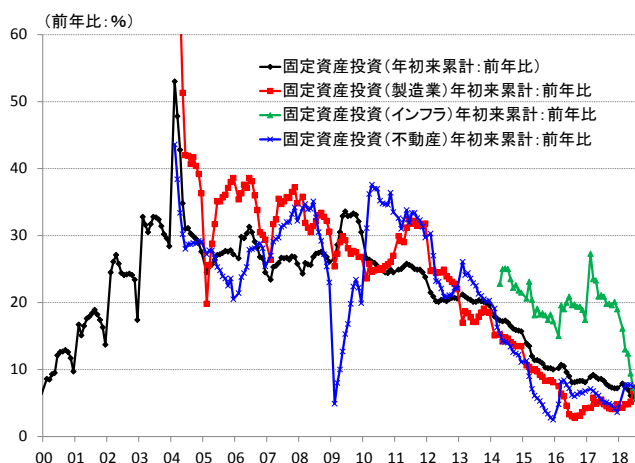
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 10 図：製造業 PMI と鉱工業生産(前年比)



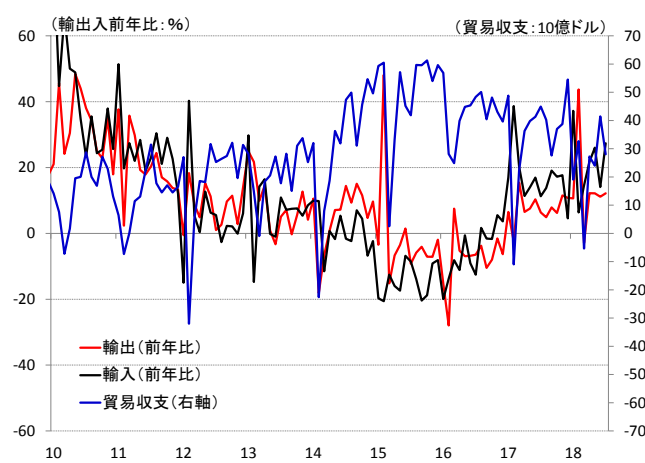
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 11 図：固定資産投資(年初来前年比)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 12 図：輸出入(前年比)と貿易収支



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週(8/20～)の見通し

人民元相場は、節目の 1 ドル=7.0 人民元を前にした当局による人民元安抑制措置や、米中通商交渉再開の報を受けた摩擦緩和期待から、名目実効レート、そして対ドルでも一旦下げ止まりの兆しがみられて来た。来週は 22 日、23 日に行なわれる米中通商交渉の行方が最大の焦点となろう。種々の報道に基づけば、強硬な米国のスタンスは不変の様態であり、特に中国サイドがどこまで歩み寄れるかが協議進展のポイントとなろう。来週は特に前半を中心に交渉進展への期待から人民元は一定程度底堅く推移する可能性はあるが、結果をみるまでは人民元の続伸をサポートするまでには至らないだろう。新興国通貨に対する

MUFG BK CHINA WEEKLY (August 22nd 2018)

慎重な見方も続く中、ドルは小じっかりに推移すると見込まれることから、人民元は対ドルで 6.9 を挟んだ保ち合い色強い推移が続くのではないかとみている。

(8月17日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2018.08.13	6.8762	6.8680～ 6.8830	6.8767	0.0193	6.2325	0.0500	0.87625	0.0032	7.8362	-0.0218	2.4900	2917.93	-9.64
2018.08.14	6.8902	6.8750～ 6.8954	6.8830	0.0063	6.2053	-0.0272	0.87701	0.0008	7.8468	0.0106	2.1000	2912.55	-5.37
2018.08.15	6.8900	6.8874～ 6.9106	6.9049	0.0219	6.2070	0.0017	0.87989	0.0029	7.8274	-0.0194	2.5000	2852.23	-60.32
2018.08.16	6.9150	6.8790～ 6.9220	6.8960	-0.0089	6.2308	0.0238	0.87918	-0.0007	7.8490	0.0216	2.6000	2833.72	-18.51
2018.08.17	6.8660	6.8630～ 6.8947	6.8815	-0.0145	6.2214	-0.0094	0.87605	-0.0031	7.8377	-0.0113	2.6300	2795.05	-38.68

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

企業設立手続の簡素化について(上海市での設立を例に)

<概要>

- 中国では近時、各部門それぞれから発行されていた証書を一本化するとともに、窓口についても一元化することで、これまでの煩雑な設立手続を簡素化し、設立までに要する時間を短縮する試みが進められている。
- 上海市での事例では、外資企業の設立手続は従来の 14 項目から 7 項目に半減し、手続に要する時間も 3 か月程度から 1 か月程度に迅速化された。
- もっとも、上海市での事例に基づく注意点として、①「一元窓口」システムの下では名称の事前審査手続が工商登記手続のプロセスに統合されたため、手続開始の段階で登録所在地を確定し、賃貸借契約を締結しておく必要が生じたこと、②「一元窓口」システムの下では、税務部門が管轄する税務事項と工商登記の相互接続、情報の共有が実現したため、外資企業は設立当初において設立後の税務事項について一定の初歩的な理解及び決定をしておく必要が生じたこと、③現在の「一元窓口」の税務システムでは、設立企業の法定代表者が外国籍の人員の場合に、関連する本人確認情報を確認できず、申請しても受け付けられない状況となるため、別途税務局の窓口で申請しなければならない可能性がある点が挙げられる。

1、はじめに

これまで外国企業が中国で企業を設立する場合、名称の仮登記に始まり、商務部門、工商部門、税務部門、外貨管理部門、財政部門、統計部門、税関等、多くの部門における諸手続が必要であり、結果として設立までに数か月を要することが珍しくありませんでした。もっとも、中国では近時、各部門それぞれから発行されていた証書を一本化するとともに、窓口についても一元化することで、これまでの煩雑な設立手続を簡素化し、設立までに要する時間を短縮する試みが進められています。この点について、李克強総理は、6月28日に開催された会議において、「来年の上半期には、企業の設立に要する期間を8.5営業日以内にまで短縮し、5年以内に5営業日以内にまで短縮する」と言及するに至っています¹。このような中国における企業設立手続の簡素化が、外国企業及び在中外資企業に与える影響は小さくありませんので、本稿ではこの点についてご紹介したいと思います。

¹ http://www.xinhuanet.com/politics/2018-07/13/c_1123118771.htm

2、企業設立手続の簡素の概要

(1) 全国レベルの規定

2015年6月23日、『三証合一(三種類の証書の営業許可証への一本化)』登記制度改革推進の加速化についての国务院弁公庁の意見²が公布され、①工商営業許可証、②組織機構コード証、③税務登記証を一本化する「三証合一」が実現しました。

1年後の2016年6月30日、『五証合一(五種類の証書の営業許可証への一本化)、一照一碼(一本化された営業許可証には一つの社会統一信用コードを記載)』登記制度改革推進の加速化についての国务院弁公庁の通知³が公布され、上記①～③に加えて、④社会保険登記証及び⑤統計登記証を一本化する「五証合一」が実現するに至りました。

2017年5月5日には、「多証合一」(複数種類の証書の営業許可証への一本化)改革推進の加速化についての国务院弁公庁の指導意見(以下「2017年指導意見」といいます)⁴が公布され、各証明書・各許可証に関わる事項の営業許可証への統合がさらに進められ、統合された証明書・許可証は交付されないこととなりました。これにより、企業は営業許可証の手続を行えば直ちに予定した生産経営が可能な状態となり、企業の設立準備から市場参入までの時間が大幅に短縮されました。

(2) 上海市レベルの規定

上海市では、2017年指導意見を踏まえ、2017年9月30日、上海市人民政府弁公庁が「当市における『一照通弁(一本化された営業許可証ですべての手続が可能)、一碼通用(一つの社会統一信用コードをすべての手続で使用可能)』の推進、『多証合一』改革加速化の実施についての上海市人民政府弁公庁の意見⁵を公布し、外資企業の投資設立手続に関わる⑥公印作製の届出、⑦対外貿易事業者届出登記表、⑧税関通関申告組織登録登記証書、⑨出入国検査検疫の検査申請企業届出表を「多証合一」改革事項のリストに組み入れました。

また、2018年2月28日、上海市工商行政管理局、上海市公安局、上海市国家税務局及び上海市地方税務局が共同文書の形で「企業登記のプロセス・リエンジニアリングの加速化、企業設立の『一元窓口』サービスプラットフォームの推進についての意見⁶を公布し、2018年3月31日より、上海市における企業の新設は「一元窓口」システムを通じて申請することとなり、企業名称事前審査許可と企業設立登記手続が一括処理されると同時に、工商営業許可証、公安局における社印作製の届出及び税務局における租税に関する事項が並行処理されるに至っています。

² 国弁発[2015]50号、2015年6月23日公布、同日施行。

³ 国弁発[2016]53号、2016年6月30日公布、同日施行。

⁴ 国弁発[2017]41号、2017年5月5日公布、同日施行。

⁵ 滬府弁発[2017]60号、2017年9月30日公布、同日施行。

⁶ 滬工商規[2018]1号、2018年2月28日公布、同年3月31日施行。

(3) 外資企業投資設立手続の新旧比較(上海市の場合)

2018 年の上海市の某区における外商独資の貿易関連企業の設立の実例と、2010 年の同一地区における同一形態の外資企業の設立の実例とを比較すると下記の表のようになり、明らかに設立手続が簡素化されたことがわかります。具体的な変更点としては、例えば、名称の事前審査手続が設立手続に統合されたこと、商務主管部門による契約、定款の審査許可手続が工商設立後の届出手続となったこと、これまで必要であった統計登記手続及び財政登記手続が廃止されたことなどが挙げられます。これらにより、外資企業の設立手続は従来の 14 項目から 7 項目に半減し、手続に要する時間も 3 か月程度から 1 か月程度に迅速化されました⁷。

＜2010 年当時の設立手続項目＞	＜現在の設立手続項目＞
➤ 名称仮登記手続 ➤ 商務審査手続 ➤ 組織コード番号取得手続 ➤ 工商登記手続 ➤ 組織機構コード証書申請手続 ➤ 印鑑製作許可手続 ➤ 外貨登記手続 ➤ 資本金口座開設手続 ➤ 税務登記手続 ➤ 人民元基本口座開設手続 ➤ 財政登記手続 ➤ 統計登記手続 ➤ 対外貿易経営者届出手続 ➤ 税関登記手続	➤ 工商登記手続 ➤ 商務届出手続 ➤ 口座開設手続 ➤ 法人カード申請手続 ➤ 税務業務申請手続 ➤ 対外貿易経営者届出手続 ➤ 税関登記手続

3、「一元窓口」システムを通じた外資企業の設立手続における注意点

もともと、2018 年の上海市の某区における「一元窓口」システムを通じて設立された外商独資の貿易関連企業の実例に基づきますと、設立手続をより円滑に進めるために、次の点に予め注意しておく必要があると考えます。

(1) 企業の登録所在地の選定

⁷ 手続が受理されてから証書が発行されるまでの審査許可又は届出に要する時間のみを指し、資料の準備等に要する時間は含みません。

外資企業を設立する場合、従前は先に名称仮登記手続を行う必要があるものの、当該手続においてはおよその登録地区を提供するだけでよいこととされていました。このため、通常は当該手続の段階ではまだ企業は登録所在地を正式に確定しておらず、賃貸借契約も締結していないことが少なくありませんでした。しかし、「一元窓口」システムの下では名称の事前審査手続が工商登記手続のプロセスに統合されたため、手続開始の段階で登録所在地を確定し、賃貸借契約を締結しておく必要があることとなりました。つまり、「一元窓口」システムを通じて外資企業を設立する初めのステップは投資エリアを明確に選定した上で、具体的な賃貸借契約を締結することとなりました。

(2) 税務に関する事項の準備

「一元窓口」システムの下では、税務部門が管轄する税務事項と工商登記の相互接続、情報の共有が実現しました。このため、外資企業は設立当初において設立後の税務事項（例えば、設立後の企業の財務制度の手配、消耗品の償却方法の選択、減価償却方法の選択、一般納税者の申請の要否、具体的な専用領収書（発票）の種類、専用領収書（発票）の申請受領者の確定等）について一定の初歩的な理解及び決定をしておく必要が生じた点に注意が必要です。

また、現在の「一元窓口」の税務システムでは、設立企業の法定代表者が外国籍の人員の場合に関連する本人確認情報を確認できず、申請しても受け付けられない状況となり、別途税務局の窓口で申請しなければなくなる可能性がある点にも注意が必要です。

4. 今後の注目点

今後の更なる簡素化について、注目される点は次のとおりです。

「一元窓口」システムの運用が始まった当初、商務部の管理システム⁸は「一元窓口」システムとの接続がまだ実現していなかったため、企業は「一元窓口」システムにおける工商登記を完了しなければ、商務届出手続を行うことができませんでした。もっとも、2018年6月29日に商務部が改正した「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」⁹第5条では、外資企業の投資設立手続において、工商登記手続時に外商投資企業設立届出情報を併せてオンライン提出することとされ、商務部門は工商及び市場監督管理部門から送信された届出情報を取得した上で、届出手続を開始することとされています。このことは、商務部の管理システムについても「一元窓口」システムとの接続が実現し、商務届出手続が並行処理されるようになることを示唆していると考えられます。

また、中国人民銀行は2018年5月23日に「企業銀行口座の口座開設許可証発行廃止の試行について」¹⁰を公布し、2018年6月11日より、江蘇省泰州市及びその管轄県（市、区）、浙江省台州市及びそ

⁸ 外商投資総合管理応用システム（<http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/>）を指します。

⁹ 商務部令2016年第3号、2016年10月8日公布、同日施行。2018年第6号、2018年6月29日最終改正公布、2018年6月30日施行。

¹⁰ 銀發[2018]125号、2018年5月23日公布、同年6月11日施行。

の管轄県(市、区)において、企業銀行口座の口座開設許可証を廃止して事後届出制度に変更するとの試行が実施されています。仮に当該制度が全国レベルでも推進されれば、現在最長 10 営業日の時間を要する口座開設許可証の手続についてもさらに簡素化されることになります。

以上

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～
(回答時間:10 秒。回答期限:2018 年 9 月 22 日)
<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZII6Qe>